

令和8年度つくば市有機 JAS 認証取得事業補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、有機 JAS 認証を取得又は継続する農業者に対して、その認証に係る経費の一部を助成するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和 62 年つくば市規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は次のとおりとする。

1 有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日付け農林水産省告示第 59 号。以下「有機 JAS」という。）に定められた水準で取り組まれる農業のこと。

2 有機 JAS 認証

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、有機 JAS に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明のこと。

3 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

4 認定新規就農者とは、法第 14 条の 4 第 1 項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

5 つくば市地域計画の目標地図に位置付けのある農業者とは、農業経営基盤強化法第 19 条の規定に基づき、つくば市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図に掲載された者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、慣行農業からの転換や新規に有機農業に取り組む者、既に有機農業に取り組んでいる者であり、市内圃場において有機 JAS 認証の取得又は継続を予定しており、補助金の交付を申請する時点において、市内に住所を有する個人又は市内に本店を所在する法人であって、下記のいずれかに該当する者とする。

ア つくば市の認定農業者

イ つくば市の認定新規就農者

ウ つくば市地域計画の目標地図に位置付けのある農業者

(有機 JAS 認証に係る要件)

第4条 有機 JAS 認証を新規又は継続して取得する者であること（過去に有機 JAS 認証を取得したことがあるが、現在有機 JAS 認証を取得していない者を含む。）。

2 補助対象者名と有機 JAS 認証の申請者名は、原則、同一の名称とすること。

3 年度内に有機 JAS 認証を取得すること。審査の結果認証されなかった場合は、当該補助金の対象外とする。

4 有機 JAS 認証の圃場一覧表等に申請する農地が表示されること。

- 5 有機 JAS 認証の取得に係る経費について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、有機 JAS 講習会の受講料、認証のための審査及び登録認証機関による調査等の有機 JAS 認証取得に必要な経費とし、振込手数料や JAS マークシール発行費等の有機 JAS 認証の取得に際して必須とは判断されない経費については当該補助金の交付対象外とする。

- 2 有機 JAS 講習会の受講料に要する経費のみでの申請は対象外とする。
- 3 市外の圃場に対する補助対象経費は対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1を超えない範囲で市長が定める額（千円未満切り捨て）とし、10万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和8年度つくば市有機 JAS 認証取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは、令和8年度つくば市有機 JAS 認証取得事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(事業の内容変更・中止・廃止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容に重要な変更が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに、令和8年度つくば市有機 JAS 認証取得事業補助金変更・中止・廃止申請書（様式第3号）を提出して、市長の承認を受けなければならない。

ただし、市長が認める軽微な変更を除くものとする。なお、重要な変更とは下記（1）から（2）のとおりとする。

- （1）事業実施者の変更
- （2）事業費の増、又は補助金の30%を超える減

なお、この場合における30%は、交付決定額（変更の承認があったときは、直近の変更承認後の額）を基準として算定する。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、令和8年度つくば市有機 JAS 認証取得事業補助金変更・中止・廃止承認書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業を中止、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 20 日以内、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、令和 8 年度つくば市有機 JAS 認証取得事業補助金実績報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 11 条 市長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、令和 8 年度つくば市有機 JAS 認証取得事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和 8 年度つくば市有機 JAS 認証取得事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 13 条 第 9 条第 1 項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の規定による交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、本要項又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助金を交付決定された補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合。
- (4) 補助事業の採択要件等を満たさないことが判明した場合。
- (5) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合。
- (6) 本条第 1 号から第 4 号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と市長が認めるとき。

(帳簿等の保存)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿等その他証拠書類等を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(立入検査)

第 15 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業実施主体に対して報告をさせ、又は立入りによる帳簿書類等を検査させ、もしくは関係者に事情を聞くことができる。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。